最終更新日：2018年12月27日

アニコム ホールディングス株式会社

小森　伸昭
問合せ先：経営企画部　IR担当　(03-5348-3911)

証券コード：8715
http://www.anicom.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、アニコムグループの経営理念及び経営方針等に沿って、すべてのステークホルダーに対する責務と約束を果たすことにより、その社会的使命を全うするとともに、グループ全体の企業価値の永続的な向上を目指します。これらを着実に実現するために「グループコーポレート・ガバナンス基本方針」(以下「基本方針」といいます)を策定し、健全で透明性の高いグループコーポレート・ガバナンス体制の維持・強化に取り組みます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

原則1－4　政策保有に関する方針
当社は、現状政策保有株式として上場株式を保有していません。
当社における、政策保有株式については、当社および事業子会社(当社が議決権の過半数を直接有する会社をいう。以下同じ。)が投資先企業との取引関係等の強化を図り、当社グループの企業価値を高める目的で保有することとしています。また、保有する政策保有株式については毎年、保有を継続する経済合理性があるかどうかを検証することとしています。
なお、政策保有株式の議決権行使については、当社および投資先企業の企業価値の向上に資するかどうか等について、今後基準の策定を検討していきます。

補充原則4－1－3　後継者計画の策定・運用への主体的関与
当社の現任のCEOは創業者であり、当社がおかれている状況は、当該CEOのリーダーシップの下、著しい成長を遂げている段階であることから、現時点においては特段後継者の育成計画は設けておりません。但し、後継者育成の観点から執行役員以下の幹部候補の社員について、グループの重要な会議等の出席によるグループ経営への参画の機会を設けています。
また、今年度、ガバナンス体制を刷新し、個々の執行役員の権限を拡充しており、それらの職務に対する業績評価を後継者育成へ活用することを検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1－7　関連当事者間の取引
関連当事者間の取引については、基本方針第4条において以下のとおり定めています。なお、当該取引を実施した場合には、法令の定めに基づき、重要な事実を適切に開示いたします。

(関連当事者間の取引)
第4条　当社は、取締役会規則や「グループ会社経営管理基本方針」を定め、役員や子会社等との関連当事者取引について取締役会が監視することとし、会社や株主共同の利益を害することのないよう努める。

原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当社は、企業年金基金制度を導入していません。なお、従業員の資産形成のため、確定拠出年金制度(401K)を採用しています。

原則3－1　情報開示の充実
(1)
当社の目指す方向性等については、「アニコムグループ経営理念」、「アニコムグループ経営方針」及び「中期経営計画」をホームページ上及びディスクロージャー誌に公表しています。

(2)
コーポレートガバナンス・コード原則を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考えは「1.基本的な考え方」に記載のとおりです。また、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針につきましては、添付の基本方針をご確認ください。

(3)
役員報酬の決定については、基本方針第15条から第18条までにおいて、以下のとおり定めています。

(役員報酬の決定に関する方針)
第15条　当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の報酬の決定にあたっての方針は、以下の通りとする。
① 役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保する。
② 業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化する。
2　当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の報酬の水準は、職責に応じて役位別に基準額を設定し、当社業績や他社水準等を勘案の上、決定する。
3　当社は、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年、業績評価を行い、その評価結果を役員報酬に反映させる。
(役員報酬体系)
第16条　当社およびアニコム損害保険株式会社の常勤取締役・執行役員に対する報酬は、定額報酬および業績連動報酬(会社業績および個人業績に連動する)で構成する。
2　非常勤取締役に対する報酬は、定額報酬で構成する。

3　監査役に対する報酬は、定額報酬で構成する。
(指名・報酬・ガバナンス委員会の役割)
第17条　当社は、取締役会の諮問機関として、指名・報酬・ガバナンス委員会を設置する。
2　指名・報酬・ガバナンス委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。
① 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役・執行役員の選任・解任
② 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役・執行役員の選任要件
③ 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の業績評価
④ 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の報酬体系および水準
⑤ コーポレートガバナンスに係る各種方針・施策等の整備状況や実施状況
(指名・報酬・ガバナンス委員会の構成)
第18条　指名・報酬・ガバナンス委員会は、5名程度の委員で構成する。
2　指名・報酬・ガバナンス委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員(社外取締役)とし、委員長は社外委員から選出する。

(4)
役員の選解任・指名に関する方針と手続きについては、過半数を社外委員(社外取締役)とする指名・報酬・ガバナンス委員会において、役員の選解任・指名に関する議案について審議し、その結果を取締役会へ答申し、決議をしています。
上記の選解任・指名に関しては、基本方針(第9・10・13・14・17・18条)、取締役規程(4・7・8条)執行役員規程(6・10・11条)に基づき審議をしています。

【基本方針】
(取締役の選任要件)
第9条　当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役は、会社の業態をよく理解し、会社経営に必要な広範な知識を有し、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な判断力を有している者とする。
2　当社およびアニコム損害保険株式会社の社外取締役は、前項に定める要件を満たすことに加え、企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM(ヒューマン・リソース・マネジメント)等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第14条に定める独立性判断基準を満たす者とする。
3　アニコム損害保険株式会社の常務に従事する取締役は、第1項に定める要件を満たすことに加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。
(執行役員の選任要件)
第10条　当社およびアニコム損害保険株式会社の執行役員は、役員としてのコンピテンシーの発揮度、過去の実績・経験、人物等を勘案し、会社の業務執行の責任者となりうる者とする。
(監査役の選任要件)
第13条　当社およびアニコム損害保険株式会社の監査役は、監査役としての職務能力、過去の実績・経験等を勘案し、質の高い監査を実施することによって、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与することができる者とする。
2　当社およびアニコム損害保険株式会社の社外監査役は、前項に定める要件を満たすことに加え、企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM(ヒューマン・リソース・マネジメント)等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第14条に定める独立性判断基準を満たす者とする。
3　アニコム損害保険株式会社の監査役は、前2項に定める要件を満たすことに加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。
(社外役員の独立性判断基準)
第14条　当社の社外取締役および社外監査役の独立性は、以下に該当しないことをもって判断する。その詳細は別表に定める。
① 当社の経営者または従業員である(あった)者
② 当社と重要な取引関係がある会社の経営者または従業員である者
③ 当社の役員と親族関係にある者
④ 当社のアドバイザーとして役員報酬以外に一定額を超える報酬を受けている者
⑤ 当社の主要な株主またはその経営者もしくは従業員である者
(指名・報酬・ガバナンス委員会の役割)
第17条　当社は、取締役会の諮問機関として、指名・報酬・ガバナンス委員会を設置する。
2　指名・報酬・ガバナンス委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。
① 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役・執行役員の選任・解任
② 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役・執行役員の選任要件
③ 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の業績評価
④ 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の報酬体系および水準
⑤ コーポレートガバナンスに係る各種方針・施策等の整備状況や実施状況
(指名・報酬・ガバナンス委員会の構成)
第18条　指名・報酬・ガバナンス委員会は、5名程度の委員で構成する。
2　指名・報酬・ガバナンス委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員(社外取締役)とし、委員長は社外委員から選出する。

【取締役規程】
(選任)
第4条　取締役は、グループコーポレートガバナンス基本方針第17条に規定する「指名・報酬・ガバナンス委員会」による答申を踏まえ、取締役会が推薦し、株主総会の決議により選任する。
2.取締役が新任または再任する場合、取締役は速やかに所定の就任承諾書を会社に提出するものとする。
3.取締役の就任は、株主総会の選任決議の日付とし、取締役の待遇は原則として前項の就任承諾書を会社が受理した日から行うものとする。

(不適格事由)
第7条　取締役会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該取締役に辞任を求め、または株主総会を招集して解任の議案を付議することができる。
(1)取締役として不正、不当、または背信を疑われる行為があったとき
(2)取締役としての適格性に欠け、その他就業規則の定める懲戒事由と同等の事由があるとき
(3)取締役の職務遂行の過程またはその成果が不十分であり、かつ取締役会が本人を引き続き取締役としての職務におくことが不適当であると判断したとき
(4)その他取締役としてふさわしくない行為または言動があったとき

（解任）
第８条　取締役の解任は、原則として取締役会が発議し、株主総会において決議する。
２．取締役の解任事由は、前条に定める不適格事由に限られない。
３．解任された取締役が会社の従業員の地位も有していた場合、原則として会社の従業員の地位も失うものとする。

【執行役員規程】
（選任）
第６条　執行役員は、グループコーポレートガバナンス基本方針第17条に規定する「指名・報酬・ガバナンス委員会」による答申を踏まえ、取締役会の決議により選任する。
２．執行役員が就任または再任する場合、執行役員は速やかに所定の就任承諾書を会社に提出するものとする。
３．執行役員の就任は、取締役会の定めた日とし、執行役員の待遇は原則として前項の執行役員就任承諾書を会社が受理した日から行うものとする。

（不適格事由）
第10条　取締役会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該執行役員に辞任を求め、または解任することができる。
（１）執行役員として不正、不当、または背信を疑われる行為があったとき
（２）執行役員としての適格性に欠け、その他就業規則の定める懲戒事由に該当するとき
（３）執行役員の職務遂行の過程またはその成果が不十分であり、かつ取締役会が本人を引き続き執行役員としての職務におくことが不適当であると判断したとき
（４）その他執行役員としてふさわしくない行為または言動があったとき
２．執行役員には、特別の定めがある場合を除き、就業規則に定める懲戒事由及び懲戒手続が適用されるものとする。

（解任）
第11条　執行役員の解任は、原則として取締役会が発議し、取締役会において決議する。
２．執行役員の解任事由は、前条に定める不適格事由に限られない。
３．解任された執行役員が会社の従業員の地位も有していた場合、原則として会社の従業員の地位も失うものとする。

（５）
個々の役員の選任・指名についての説明は、以下のとおりです。
①社外取締役
下記「Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の［取締役関係］会社との関係(2)「選任の理由」をご参照ください。
②社内取締役
小森伸昭代表取締役：損害保険事業に関する十分な知識・経験に加え、当社創業者として会社経営に必要な広範な知識・経験・判断力を有しているため選任しています。

補充原則４－１－１　取締役会の役割・責務（経営陣に対する委任の範囲）
経営陣に対する委任の範囲については、基本方針第7条において、以下のとおり定めています。

（取締役会および取締役の役割）
第７条　取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。
２　当社は、「取締役会規則」を定め、取締役会が行う重要な業務執行の決定の内容を定める。ここでいう重要な業務執行の決定には、グループの経営計画の策定、グループの内部統制システムの構築、一定の規模を超える事業投資の決定を含む。
３　各取締役は、取締役会が第1項に定める責務を十分に全うできるよう努める。
４　当社は、取締役会での決定を要しない業務執行の決定を執行役員に委任する。

原則４－８　独立社外取締役の有効な活用
当社は、取締役4名のうち、独立社外取締役を3名選任しています。なお、社外取締役については、当社グループ経営の発展に寄与する知識・経験等を有するなど当社の社外取締役として十分な資質を備えた人材を選任しており、当社グループの経営戦略を遂行する上で、取締役会や指名・報酬・ガバナンス委員会等において有意義な助言を多数いただいています。

原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は金融商品取引所が定める要件及び基準に従い、基本方針第14条において、以下のとおり定めています。
当社グループの経営戦略・経営課題について客観的かつ多角的な視点で議論を行うことを目的として幅広い分野において高い知見を持つ経営者等を選定しています。

（社外役員の独立性判断基準）
第14条　当社の社外取締役および社外監査役の独立性は、以下に該当しないことをもって判断する。その詳細は別表に定める。
① 当社の経営者または従業員である（あった）者
② 当社と重要な取引関係がある会社の経営者または従業員である者
③ 当社の役員と親族関係にある者
④ 当社のアドバイザーとして役員報酬以外に一定額を超える報酬を受けている者
⑤ 当社の主要な株主またはその経営者もしくは従業員である者
（別表）社外役員の独立性判断基準
当社の社外取締役および社外監査役については、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。
① 当社またはその子会社の業務執行者である者
② 過去10年間において当社またはその子会社の業務執行者であった者
③ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社を主要な取引先とする者（直近事業年度における当社またはアニコム損害保険株式会社との取引額が、その連結売上高の２％以上の者をいう。）またはその業務執行者である者
④ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社の主要な取引先である者（直近事業年度における当社またはアニコム損害保険株式会社との取引額が、当社の連結経常収益の２％以上の者をいう。）またはその業務執行者である者
⑤ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社が、その資金調達において必要不可欠とし、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者である者

⑥ 当社またはアニコム損害保険株式会社から寄付を受けている法人、組合その他の団体であって、直近事業年度における当該寄付の額が一定額（1,000万円または当該団体の直近事業年度における総収入額の2％のいずれか高い額をいう。）を超えるものの業務執行者である者
⑦ 当社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員の配偶者または三親等以内の親族である者
⑧ 当社またはアニコム損害保険株式会社から役員報酬以外に報酬を受けているコンサルタント、会計士、弁護士その他の専門家であって、直近事業年度における当該報酬の額が一定額（1,000万円または当該専門家が所属する法人、組合その他の団体の直近事業年度における総収入額の2％のいずれか高い額をいう。）を超えるもの
⑨ 直近事業年度末において、当社の総株主の議決権の10％以上の議決権を保有する者またはその業務執行者である者

補充原則４－１１－１　取締役会全体としてのバランス、多様性についての考え方
取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保すべく、基本方針第８条において、以下のとおり定めています、また、現状においても、当社の取締役会は、様々なバックグラウンドを持つ取締役・監査役から構成されており、多様性を確保しています。

（取締役会の構成、取締役の任期）
第８条　取締役の数は、10名以内とする。このうち、原則として議長以外の取締役を社外取締役とする。
２　取締役会の実効性を確保するために、取締役の選任にあたっては、多様な分野の知見、専門性を備えたバランスのとれた構成とする。
３　取締役の任期は１年とし、再任を妨げないものとする。

補充原則４－１１－２　取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼務状況
各役員の兼務状況については、毎年の株主総会の「招集ご通知」にて記載をしています。株主総会の招集ご通知は、当社ホームページに掲載していますので、ご参照ください。
(http://www.anicom.co.jp/ir/stock/shareholder/)

補充原則４－１１－３　取締役会の自己評価
主要な事業会社の業務に精通した取締役を選任するほか、様々な分野で広い知見や経験を持つ社外取締役を選任しています。また、監査役会については財務・会計に関する適切な知見を有する監査役を選任するほか、法曹や学術的な知見など、全体のバランスを考慮し選任しています。これらの取締役・監査役の選任時には、社外委員を中心とした指名・報酬・ガバナンス委員会の審議を経ています。
また、同委員会においては、取締役会の実効性を含むコーポレート・ガバナンスに係る実施状況を審議することとしており、以上のような構成のもと、取締役会が十分に機能し、実効性を実現しているものと評価しています。今後も継続的に実効性の向上を図ってまいります。

補充原則４－１４－２　取締役・監査役に対するトレーニングの方針
取締役・監査役に対するトレーニングの方針については、基本方針第20条にて以下のとおり定めています。

（役員に対するトレーニングの方針）
第20条　当社は、取締役、監査役および執行役員が、それぞれに求められる役割や責務を適切に果たすことができるよう、知識の習得および更新の機会を必要に応じて設ける。

原則５－１　株主との対話方針
株主との建設的な対話に関する方針については、基本方針第21条において、以下のとおり定めています。

（株主との建設的な対話に関する方針）
第21条　当社は、株主との建設的な対話を促進するために、次の基本方針に沿って、体制整備と取組みに努める。
① 当社は、株主との対話のための活動全般を統括する執行役員を置く。
② 当社は、決算発表、投資家向け説明会等の株主との対話に向けて、IR担当部署が、関連部署と連携して、株主に正確で偏りのない情報を提供する。
③ 当社は、株式の保有状況や株主の意見等を踏まえ、株主との建設的な対話の手段の充実を図る。
④ 当社は、株主との対話において寄せられた意見について、定期的に整理、分析を行い、必要に応じて改善を図る。
⑤ 当社は、「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、未公表の重要事実を用いずに株主との対話を行う。

原則５－２　資本コストを意識した経営
当社は、自社の資本コストを的確に把握し、取締役会にて議論した上で経営戦略や経営計画を策定し、その概要を開示しています。
（https://www.anicom.co.jp/ir/strategy/）
また、策定した経営戦略、経営計画については、適宜進捗状況を把握・分析した上で、必要に応じて事業ポートフォリオの見直しや経営資源の分配の見直しをいたします。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,289,100	12.10
KOMORIアセットマネジメント株式会社	1,220,000	6.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,196,600	6.32
ＣＢＣ株式会社	756,000	3.99
ソニー損害保険株式会社	543,200	2.87
小森伸昭	452,600	2.39
THE BANK OF NEW YORK 133524	427,500	2.26
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	423,734	2.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口９)	413,100	2.18

JP MORGAN CHASE BANK 385632	397,500	2.10

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	保険業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
戸田　雄三	他の会社の出身者											
福山　登志彦	他の会社の出身者											
井上　幸彦	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
戸田　雄三	○	―――	長年にわたり富士フイルムグループでの要職を経験されていることによって培われた専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しています。 また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適任であります。

福山　登志彦	○	―――	日本電子計算株式会社の代表取締役会長として会社経営に関与された経験や、日本銀行の要職を歴任された経験等により培われた専門的な知識･経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しています。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適任であります。
井上　幸彦	○	―――	警視庁警視総監等の要職を経験されていることに加え、現在も日本盲導犬協会の理事長等の要職を務められていることによって培われた専門的な知識･経験等を当社の経営に活かして頂くため、社外取締役として選任しています。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適任であります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬･ガバナンス委員会	6	0	0	3	0	3	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬･ガバナンス委員会	6	0	0	3	0	3	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役会の諮問委員会として、指名･報酬･ガバナンス委員会を設置しています。当社及び主な事業子会社の取締役、監査役及び執行役員の候補者の選任要件及び選任･解任、役員報酬体系並びに取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員報酬額の水準及び業績評価等について審議し、取締役会に対して答申します。
指名･報酬･ガバナンス委員会は、取締役会の機能の独立性･客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会として設置します。原則として過半数は独立社外取締役から選出しています。
なお、上記その他のうち、1名は子会社の社外取締役となります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携につきましては、会計監査人から四半期ごとに会計監査の概要及び結果の報告を受けているほか、適宜、意見及び情報の交換を行っています。また、監査役と内部監査部門の連携につきましては、毎月意見交換会を開催しているほか、適宜、情報の交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩本　康一郎	弁護士													
須田　邦之	他の会社の出身者													
武見　浩充	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩本　康一郎	○	―――	弁護士としての法的な専門知識を有し、客観的な立場から当社の経営を監査していただくため、選任しています。また、「会社との関係(1)」に記載のとおり、独立性を備えていることから社外監査役として適任であるとともに、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適任であります。
須田　邦之	○	―――	東京海上日動火災保険株式会社における30余年の勤務で培われた長年の経験および財務・会計に関する相当程度の知見を当社の監査体制に生かしていただくため、社外監査役として選任しています。また、「会社との関係(1)」に記載のとおり、独立性を備えていることから社外監査役として適任であるとともに、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適任であります。
武見　浩充	○	―――	コーポレート・ガバナンスに関する豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の監査体制に活かしていただくため選任しています。また、「会社との関係(1)」に記載のとおり、独立性を備えていることから社外監査役として適任であるとともに、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適任であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、当社及び当社子会社の取締役に対して、業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値及び株主価値向上を図ることを目的とし、業績連動報酬制度を導入するとともに、ストックオプションを付与しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の監査役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の企業価値及び株主価値向上を図ることを目的として、当社及び当社子会社の取締役、監査役、顧問、従業員及び取引先に対して、ストックオプションを付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に対する報酬は142百万円であり、このうち社外取締役に対する報酬は6百万円であります。
取締役のうち3名は、子会社であるアニコム損害保険株式会社の業務執行取締役を兼務しており、当該3名の取締役に対しては上記報酬とは別に当該子会社から合計65百万円の報酬が支払われています。
また、取締役のうち1名は、子会社であるアニコム先進医療研究所株式会社の取締役を兼務しており、当該取締役に対しては上記報酬とは別に当該子会社から合計0百万円の報酬が支払われています。
なお、取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人としての給与及びその他の職務遂行の対価18百万円を含んでいません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬水準及び報酬体系については、基本方針第15条において、以下のとおり定めており、指名・報酬・ガバナンス委員会にて議論し、決定機関である取締役会へ答申しています。

(役員報酬の決定に関する方針)
第15条　当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の報酬の決定にあたっての方針は、以下の通りとする。
① 役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保する。
② 業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化する。
2　当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の報酬の水準は、職責に応じて役位別に基準額を設定し、当社業績や他社水準等を勘案の上、決定する。
3　当社は、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年、業績評価を行い、その評価結果を役員報酬に反映させる。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役のサポートについては経営企画部が、社外監査役のサポートについては監査役会事務局が担当し、必要な連絡等を行っており、取締役会、監査役会等の重要な会議への出席に際しては、会議の議題や資料の配布を事前に行うとともに、重要議案・報告については別途個別に事前説明を実施するなど、円滑な業務遂行のサポートを行っています。
その他、社外取締役、社外監査役から問い合わせ等があった場合には、経営企画部と監査役会事務局が連携し、迅速に対応する体制となっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 体制の概要
当社グループでは、基本方針に基づき、子会社統治の体制を含めたグループ全体のガバナンス体制を構築しています (本報告書5.2「その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」の参考情報:コーポレート・ガバナンス体制 (概念図) を参照)。
(1) 取締役・取締役会
当社取締役会は、取締役4名 (うち3名は社外取締役) で構成され、グループの信頼の維持・向上を重視して、業務執行に関する重要な意思決定を決議するとともに、執行役員の業務の執行を監督しています。持株会社である当社の取締役会は、グループの中長期戦略や各種基本方針を決定するなどの機能を有しており、各取締役は、取締役会がこれらの責務・機能を十分に全うできるよう努めています。また、当社グループの中核企業であるアニコム損害保険株式会社 (以下、「アニコム損保」といいます。) においても執行役員制度を採用しており、各執行役員は取締役会にて決定された執行担当業務を遂行しています。
当社は、「グループ会社経営管理基本方針」に基づき、子会社における重要な経営事項について当社の取締役会において審議し、必要に応じて報告を求め、当該内容を監督する体制をとっています。
また、グループ経営会議を定期的に開催し、グループ会社の取締役、執行役員等でグループ全体の業務執行に係る議案を協議し、当社取締役会においては重要な経営事項について、その審議内容・提言を十分に考慮して意思決定を行っています。
(2) 監査役・監査役会
当社の監査役会は、監査役4名 (うち3名は社外監査役) で構成されています。
監査役会は、「監査役会規則」に基づき、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議をしています。各監査役は、監査役会で策定された監査役監査基準や監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、業務及び財産の状況を監査するとともに、会計監査人及び内部監査部門等から報告を受けるなど、相互に緊密な連携を保ち、取締役の業務執行を監督しています。
(3) 社外取締役・社外監査役

当社は、取締役の職務執行に対する取締役会による監督の実効性向上を目的として、社外取締役3名を選任しています。社外取締役から企業経営等の専門家としての見解に基づくアドバイスを受けることにより、重要な経営事項の決定を適切に行うことが可能な体制を確保しています。
また、中立かつ客観的な立場からの監査体制の確保を目的として、社外監査役3名を選任しています。監査役会による監査の実効性を高め、当社の経営の透明性・健全性を維持することが可能な体制を確保しています。
社外役員の選任にあたっては、企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM（ヒューマン・リソース・マネジメント）等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、当社の定める独立性判断基準を満たす者を選任することとしています。当社の社外役員の独立性は、以下に該当しないことをもって判断します。
①当社の経営者または従業員である（あった）者
②当社と重要な取引関係がある会社の経営者または従業員である者
③当社の役員と親族関係にある者
④当社のアドバイザーとして役員報酬以外に一定額を超える報酬を受けている者
⑤当社の主要な株主またはその経営者もしくは従業員である者
（4）指名・報酬・ガバナンス委員会
当社は、取締役会の諮問委員会として、指名・報酬・ガバナンス委員会を設置しています。当社及び主な事業子会社の取締役、監査役及び執行役員の候補者の要件及び選任・解任、役員報酬体系並びに取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員報酬額の水準及び業績評価等について審議し、取締役会に対して答申します。
指名・報酬・ガバナンス委員会は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会として設置します。原則として過半数は独立社外取締役から選出しています。
（5）監査の状況
①内部監査
当社は、他部門から独立した内部監査室が、当社グループ全体の適切な経営管理体制の構築に向けて、内部統制部門を含む各部門の業務執行の状況を監査しています。また、グループの内部監査に関する基本方針を策定して、グループ各社に対して、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度等に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査の実施に努めるとともに、グループ各社から内部監査の結果及び改善措置・改善計画等の遂行状況の報告を受けるなど、内部監査の実施状況や内部管理態勢の状況等をモニタリングしています。当社及びグループ各社の内部監査結果のうち重要な事項については、当社取締役会に報告がなされ、グループ各社における業務の適切かつ健全な運営を確保しています。なお、当社の2017年度末における内部監査業務従事者は4名であります。
②監査役監査
各監査役は、監査役会において決定した監査役監査基準、監査方針、監査計画等に基づき、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類の閲覧等を行うことなどにより、取締役の職務の執行状況を適切に監査しています。また、子会社の重要な会議への出席及び業務状況の聴取、子会社監査役との連携等により、グループ全体の監査体制の強化に努めています。
③会計監査
当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、財務諸表監査及び財務報告に係る内部統制監査を受けており、その過程で内部統制部門は会計監査人に対して必要な情報を提供しています。当社の監査業務を執行した公認会計士はEY新日本有限責任監査法人に所属する臼倉健司及び日下部恵美の2氏であり、当社に係る継続監査年数はいずれも7年以下であります。また、当連結会計年度の監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士4名、その他16名であります。
（6）責任限定契約の締結
当社は、社外取締役3名と社外監査役3名との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社グループの経営理念及び経営方針等に沿って、すべてのステークホルダーに対する責務と約束を果たすことにより、その社会的使命を全うするとともに、グループ全体の企業価値の永続的な向上を目指します。これらを着実に実現するために、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンスを構築し、「内部統制システム基本方針」に基づき、持株会社として当社グループを適切に統治することが重要であると認識しています。
当社は「グループコーポレートガバナンス基本方針」において、当社のコーポレート・ガバナンス体制の枠組みを定めています。当社は、持株会社として、これまで重要な業務執行の決定を取締役会で行うとともに、社外取締役や社外監査役の知見を活用することで、質の高い意思決定を行ってまいりました。
また2018年度からは、経営の意思決定及び監督機能と、業務執行機能を明確に分離することで、より取締役会の牽制・監督機能といったガバナンスを強化する観点から、執行役員制度を導入するとともに、客観性・透明性を確保する観点から、独立社外取締役を中心とした取締役会の諮問委員会である「指名・報酬・ガバナンス委員会」を設置しています。
こうしたコーポレート・ガバナンス体制が、現時点では最適なものと判断しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が十分な検討時間を確保できるよう、招集ご通知の早期発送に努めています。第18回定時株主総会につきましては、6月8日に招集ご通知を発送いたしました。また、招集ご通知について、株主の皆様に少しでも早くご覧いただけるよう、6月7日にTDnet及び当社ホームページにて公表しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、株主総会の集中日の開催を回避しています。
電磁的方法による議決権の行使	第18回定時株主総会から、インターネットによる議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第18回定時株主総会から「機関投資家向け議決権行使プラットフォーム」を通じた議決権行使を可能としています。
招集通知（要約）の英文での提供	第18回定時株主総会から英文による招集通知（株主総会参考書類含む）を作成し、当社ホームページ等に掲載しています。
その他	株主総会において事業報告や今後の方針等をビジュアル化し、わかりやすく説明しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家・取引先・地域社会をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆様に、当社グループの現状や今後の事業展開等を正確かつ迅速にご理解いただけるように、オープン・マネジメントの経営方針及び「ディスクロージャー基本方針」に基づき、公正かつ適時・適切な情報開示に努めており、その旨を公表しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2017年度においては、2018年3月に開催された「東証IRフェスタ2018」に出展しました。 2018年度においては、地方の主要都市を中心に、個人投資家向けの説明会を複数回開催しています。 今後も個人投資家への認知度を高めるべく、積極的に説明会の開催を行ってまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期及び通期の決算発表後に決算説明会を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2018年度においては、海外投資家の来日時等に代表取締役による個別説明を行った他、アジア地域を中心として、IR担当役員または部長が、海外機関投資家を訪問し、IR説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報及び決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料、及び月次経営パラメーター等を当社ホームページのIR情報に掲載しています。 （http://www.anicom.co.jp/ir/）	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社経営企画部が主管しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重については「グループ経営方針」に明記しており、当社はステークホルダーの皆様の声が、法人のすみずみまで届くよう努力し、ステークホルダーの皆様から「見える」「話せると実感していただける「対話のできる法人グループ」を目指しています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社では、動物に関わる企業として、「動物の尊厳」をCSR活動方針の軸としており、「動物の尊厳に関する宣言」を社内で掲げています。動物たちの尊厳を守ること、高めることこそが、私たちのCSR活動における使命であると考えており、次の活動を行っています。 ・平成30年7月豪雨において、当社グループの獣医師および動物レスキュー車を、岡山県に派遣し、被災動物の健康相談等を実施しました。 ・犬の散歩マナー向上のため、2018年4月に横浜市で開催されたイベントにて、「Green Post Project」を始動しました。 ・丸紅新電力株式会社と協同で“しっぽ”＝“どうぶつ”を応援する新しい電力プランを開発し、2018年4月より販売を開始しました。毎月の電気料金のうちの一部を「殺処分ゼロ」に向けた取組みや野生動物保護支援などに役立てます。 ・当社グループでは、2012年度からグループ会社横断プロジェクト「PAW（Project of Animal Welfare）」を立ち上げ、動物愛護啓発活動を実施しています。 ・飼い主のいない動物に家族との出会いの場を提供するべく譲渡会の開催に協力しています。 ・WWFジャパン（公益社団法人世界自然保護基金ジャパン）の活動に対する支援を通じ、野生動物の保護や自然環境の保護に努めています。 ・一般社団法人ジャパンケネルクラブが行っている災害救助犬の育成活動に協賛しています。 ・一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害及び犯罪の防止・軽減に向けた様々な社会貢献活動に取り組んでいます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「グループ経営方針」に掲げる「オープン・マネジネント」の精神に基づき、当社のディスクロージャー（情報開示）に係る基本方針を定めており、その目的は以下のとおりでございます。 （1）積極的かつ効果的な情報開示及び説明責任を果たし、ステークホルダーとの信頼関係を構築する。 （2）情報開示における適時性と公平性を図り、当社の企業価値を正しく反映した適正な株価の形成、社会的評価の形成を図る。 （3）ステークホルダーとの双方向コミュニケーションを通じ、ステークホルダーの声を経営にフィードバックし、企業価値の向上に役立てる。
その他	当社グループにおいては、女性社員の割合は約6割、管理職に占める割合は約3割、女性役員も2名が活躍しており（2018年3月末時点）、女性の活躍の場をさらに広げていきます。また、従業員の子供がパパ・ママの仕事を参観する「こども参観日」の実施や、動物を迎えた日は休暇を取ることができるサポートなど、ペットを含む「家族」を大切にする経営を行います。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」といいます。）の整備について、取締役会決議を経た上で、「内部統制システム基本方針」を定めています。
また、当社は、グループ会社の経営管理やグループのコンプライアンス、リスク管理、内部監査等に関する基本的な事項をグループの各種方針で定めています。
（1）内部統制システム整備の状況
当社は、「内部統制システム基本方針」を定め、これに沿ってグループ会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、監査役会監査の実効性確保等を含む当社グループ全体の内部統制システムを整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めています。
（2）グループ会社の経営管理に関する体制の整備の状況
当社は、グループ会社における業務の適正を確保し、職務の執行が法令及び定款に適合することなどを目的として、グループ会社が遵守すべき各種方針等を定めています。
また、当社は、「グループ会社経営管理基本方針」において、主なグループ会社の業務に係る重要事項のうち当社が意思決定するもの及び当社への報告を求めるものを明確化しており、同方針に基づき、主なグループ会社の事業計画等について事前に承認を行っています。
（3）コンプライアンス体制の整備の状況
当社は、「グループコンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンスに関する基本的な考え方や当社及びグループ会社の役割等につき定めているほか、コンプライアンスに関する重要事項は当社の取締役会において審議・決定し、グループ会社におけるコンプライアンスの一層の徹底を図っています。
（4）リスク管理体制の整備の状況
当社は、当社グループ全体のリスクに対して定量・定性の両面から、総合的な管理を行っています。アニコムグループのリスク管理に関わる基本方針の制定等、リスク管理に関わる重要事項は、当社の経営会議・取締役会において審議・決定し、グループにおけるリスク管理の強化を図っています。
（5）内部監査部門、監査役監査及び会計監査の状況及び相互連携並びに内部統制部門との関係
①各監査の状況（内部統制部門との関係を含む）
a.内部監査
当社は、他部門から独立した内部監査部門が、当社グループ全体の適切な経営管理体制の構築に向けて、内部統制部門を含む各部門の業務執行の状況を監査しています。また、グループの内部監査に関する基本方針を策定して、グループ各社に対して、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度等に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査の実施を求めるとともに、グループ各社から内部監査の結果及び改善措置・改善計画等の遂行状況の報告を受けるなど、内部監査の実施状況や内部管理態勢の状況等をモニタリングしています。当社及びグループ各社の内部監査結果のうち重要な事項については、当社取締役会に報告がなされ、グループ各社における業務の適切かつ健全な運営を確保しています。なお、当社の2017年度末における内部監査業務従事者は4名であります。
b.監査役監査
各監査役は、監査役会において決定した監査役監査基準、監査方針、監査計画等に基づき、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役会の職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類の閲覧等を行うことなどにより、取締役会の職務の執行を適切に監査しています。また、子会社の重要な会議への出席、子会社からの業務状況の聴取、子会社監査役との連携等により、グループ全体の監査体制の強化に努めています。
c.会計監査
当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、財務諸表監査及び財務報告に係る内部統制監査を受けており、その過程で内部統制部門は会計監査人に対して必要な情報を提供しています。当社の監査業務を執行した公認会計士は新日本有限責任監査法人に所属する臼倉健司及び日下部恵美の2氏であり、当社に係る継続監査年数はいずれも7年以下であります。また、当連結会計年度の監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士4名、その他16名であります。
（6）社外役員による監督または監査と各監査との相互連携並びに内部統制部門との関係
社外取締役は取締役会に、社外監査役は取締役会及び監査役会に出席し、内部統制部門によるグループの内部統制システムの整備・運用状況に関する報告、内部監査に関する基本方針に基づく内部監査計画及びその実施状況に関する報告並びに財務諸表及び財務報告に係る内部統制監査の結果に関する報告等を受けています。社外役員は、これらの審議を通してそれぞれの知見に基づいた指摘等を行うことにより、適切に監督・監査機能を発揮しています。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題として認識しており、当社グループは、断固かつ毅然とした態度で関係を遮断し、不当要求を拒絶するべく、以下のとおり「グループ反社会的勢力対応の基本方針」を策定しています。

（目的）
第1条　反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、企業にとって反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られるため、反社会的勢力に対する断固たる対応が必要である。よって当社グループは、反社会的勢力に対しては断固たる毅然とした対応をとるものとする。

（反社会的勢力の考え方および範囲）
第2条　当社グループでは、一般社団法人日本損害保険協会 反社会的勢力対応検討部会作成の「損害保険業界における反社会的勢力への対応について～損害保険約款における暴力団排除条項の導入と実務的対応について～」（2013年6月）にならい、反社会的勢力の範囲を以下のとおりとする。
（1）反社会的勢力の範囲（属性要件）を次のとおり定める。
①暴力団
②暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）
③暴力団準構成員
④暴力団関係企業その他反社会的勢力
（2）また、上記の属性要件のほか、反社会的勢力に資金を提供するなど、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合（下記①～④）についても、同様の取扱いとする。
①反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
②反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
③法人である場合において、反社会的勢力が当該法人の経営を支配し、又は当該法人の経営に実質的に関与していると認められる場合

④反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合

(政府の指針)
第3条　「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(2007年6月)の中で、基本原則として以下の5点がとりまとめられており、当社グループにおいても遵守する方針とする。
(1)組織としての対応
(2)外部専門機関との連携
(3)取引を含めた一切の関係遮断
(4)有事における民事と刑事の法的対応
(5)裏取引や資金提供の禁止

(内部統制システム構築の考え方)
第4条　反社会的勢力の侵入は、不透明化、巧妙化しており、企業への侵入経路としては以下の形態が考えられ、これらについて「侵入予防」と「認知・判断・排除」の2つの内部統制システムを構築するものとする。
(1)取引先(新規・既存)としての侵入
(2)違法な不当要求等による直接的な侵入
(3)自社の株主、役職員としての侵入

(本方針の位置付け)
第5条　上記の政府指針及び保険会社向けの総合的な監督指針に則り、反社会的勢力排除に係る内部統制構築を強化するために、本方針を作成するものである。また、上記内部統制システム構築の考え方に基づく、以下3点の具体的な対応要領については、別に定める「反社会的勢力対応マニュアル」によるものとする。
(1)反社会的勢力に関する情報の報告要領
(2)疑わしい情報の調査要領
(3)調査結果に基づく対応基準

(組織・体制)
第6条　反社会的勢力対応の責任部門は、コンプライアンス推進部とし、反社会的勢力に関する事項を一元管理するものとする。しかし、管轄警察署・暴力団追放運動推進都民センター等との日常的な連絡・講習等の窓口は人事管理部とし、コンプライアンス推進部に対し、定期的に活動報告を行うものとする。さらに、コンプライアンス推進部は、反社会的勢力に関する情報のうち、経営に重大な影響を与える、又は、顧客の利益が著しく阻害される一切の事項について、取締役会等に速やかに報告するものとする。
(1)平時の体制
通常の業務の中で、反社会的勢力との関係を認知した場合は、グループ各社の所属部門のコンプライアンス・キーパーソン(部門長・支店長)経由、コンプライアンス推進部長への速やかな報告を義務付けるものとする。
(2)緊急時の体制
警察、マスコミ及びインターネット等を通じて、反社会的勢力との関係が社会的に公となった場合は、風評リスク等の連鎖的な拡大が懸念されるため、対策本部の設置等、危機管理方針に基づく緊急時の体制とする。

(対応方針)
第7条　1.相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組みを実施する。
(1)反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書等に暴力団排除条項を導入する。
(2)定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に実施する。
(3)いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引は行わない。
2.反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、担当者や担当部門だけに任せることなく、取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として以下の点に留意した対応をとるものとする。
(1)反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。
(2)積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行う。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する。
(3)あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行う。
(4)反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応と不祥事案の責任部門であるコンプライアンス推進部が速やかに事実関係を調査し、適切な対応を行うこととする。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

＜グループコーポレート･ガバナンス基本方針＞

第1章　コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）
第1条　当社は、「アニコムグループ経営理念」を定め、株主、お客様、社会、社員などのすべてのステークホルダーに対する責務と約束を果たしていくことで、その社会的使命を全うするとともに、アニコムグループ各社（以下、「当社グループ」という）の企業価値の更なる向上を目指す。そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、「内部統制システム基本方針」に基づき、持株会社として当社グループを適切に統治する。

第2章　株主の権利･平等性の確保

（株主の権利･平等性の確保）
第2条　当社は、株主総会における議決権の行使が適切になされるよう環境を整備する。
2　当社は、財務の健全性、安定的な収益確保、業績推移等を統合的に勘案し、継続的、安定的な利益配分を行っていくこと等を通じて、株主還元の充実に努める。
3　当社は、株主総会における議決権の行使や剰余金の配当の支払いにおいて、株主をその有する株式の内容および数に応じて平等に取り扱う。

（政策保有に関する方針）
第3条　政策保有株式については、当社および事業子会社（当社が議決権の過半数を直接有する会社をいう。以下同じ。）の一部が主として取引関係の強化を図り、当社グループの企業価値を高める目的で保有する。

（関連当事者間の取引）
第4条　当社は、取締役会規則や「グループ会社経営管理基本方針」を定め、役員や子会社等との関連当事者取引については取締役会が監視することとし、会社や株主共同の利益を害することのないよう努める。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

（株主以外のステークホルダーとの適切な協働）
第5条　当社は、「アニコムグループ経営理念」を定め、株主の負託に応え、収益性、成長性、健全性を備えた事業を展開するとともに、お客様へ安心と安全を提供し、社員が創造性を発揮できる企業風土を構築し、広く社会の発展に貢献することにより、企業価値を永続的に高めることに努める。

第4章　適切な情報開示と透明性の確保

（適切な情報開示と透明性の確保）
第6条　当社は、「ディスクロージャー基本方針」を定め、経営の透明性や公平性を確保することを目的として、会社の経営成績等の財務情報や経営理念、経営計画等の非財務情報の適時、適切な開示に努める。

第5章 取締役会等の責務

（取締役会および取締役の役割）
第7条　取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。
2　当社は、「取締役会規則」を定め、取締役会が行う重要な業務執行の決定の内容を定める。ここでいう重要な業務執行の決定には、グループの経営計画の策定、グループの内部統制システムの構築、一定の規模を超える事業投資の決定を含む。
3　各取締役は、取締役会が第1項に定める責務を十分に全うできるよう努める。
4　当社は、取締役会での決定を要しない業務執行の決定を執行役員に委任する。

（取締役会の構成、取締役の任期）
第8条　取締役の数は、10名以内とする。このうち、原則として議長以外の取締役を社外取締役とする。
2　取締役会の実効性を確保するために、取締役の選任にあたっては、多様な分野の知見、専門性を備えたバランスのとれた構成とする。
3　取締役の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

（取締役の選任要件）

第9条　当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役は、会社の業態をよく理解し、会社経営に必要な広範な知識を有し、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な判断力を有している者とする。
2　当社およびアニコム損害保険株式会社の社外取締役は、前項に定める要件を満たすことに加え、企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM（ヒューマン・リソース・マネジメント）等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第14条に定める独立性判断基準を満たす者とする。
3　アニコム損害保険株式会社の常務に従事する取締役は、第1項に定める要件を満たすことに加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

（執行役員の選任要件）
第10条　当社およびアニコム損害保険株式会社の執行役員は、役員としてのコンピテンシーの発揮度、過去の実績・経験、人物等を勘案し、会社の業務執行の責任者となりうる者とする。

（監査役の役割）
第11条　監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役・執行役員の職務執行を監査する。

（監査役会の構成、監査役の任期）
第12条　監査役の数は、5名以内とする。このうち、半数以上を社外監査役とする。
2　監査役の任期は4年とし、再任を妨げないものとする。

（監査役の選任要件）
第13条　当社およびアニコム損害保険株式会社の監査役は、監査役としての職務能力、過去の実績・経験等を勘案し、質の高い監査を実施することによって、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与することができる者とする。
2　当社およびアニコム損害保険株式会社の社外監査役は、前項に定める要件を満たすことに加え、企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM（ヒューマン・リソース・マネジメント）等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第14条に定める独立性判断基準を満たす者とする。
3　アニコム損害保険株式会社の監査役は、前2項に定める要件を満たすことに加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

（社外役員の独立性判断基準）
第14条　当社の社外取締役および社外監査役の独立性は、以下に該当しないことをもって判断する。その詳細は別表に定める。
① 当社の経営者または従業員である（あった）者
② 当社と重要な取引関係がある会社の経営者または従業員である者
③ 当社の役員と親族関係にある者
④ 当社のアドバイザーとして役員報酬以外に一定額を超える報酬を受けている者
⑤ 当社の主要な株主またはその経営者もしくは従業員である者

（役員報酬の決定に関する方針）
第15条　当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の報酬の決定にあたっての方針は、以下の通りとする。
① 役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保する。
② 業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化する。
2　当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の報酬の水準は、職責に応じて役位別に基準額を設定し、当社業績や他社水準等を勘案の上、決定する。
3　当社は、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年、業績評価を行い、その評価結果を役員報酬に反映させる。

（役員報酬体系）
第16条　当社およびアニコム損害保険株式会社の常勤取締役・執行役員に対する報酬は、定額報酬および業績連動報酬（会社業績および個人業績に連動する）で構成する。
2　非常勤取締役に対する報酬は、定額報酬で構成する。
3　監査役に対する報酬は、定額報酬で構成する。

（指名・報酬・ガバナンス委員会の役割）
第17条　当社は、取締役会の諮問機関として、指名・報酬・ガバナンス委員会を設置する。
2　指名・報酬・ガバナンス委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。
① 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役・執行役員の選任・解任
② 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役・執行役員の選任要件
③ 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の業績評価
④ 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の報酬体系および水準
⑤ コーポレートガバナンスに係る各種方針・施策等の整備状況や実施状況

（指名・報酬・ガバナンス委員会の構成）
第18条　指名・報酬・ガバナンス委員会は、5名程度の委員で構成する。
2　指名・報酬・ガバナンス委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員（社外取締役）とし、委員長は社外委員から選出する。

（事業子会社の統治方法）
第19条　当社は、事業子会社の経営管理やグループのコンプライアンス、リスク管理、内部監査等に関する基本的な事項を、グループの各種基本方針で規定し、これらに基づく体制の構築・運用を通じて事業子会社を統治する。

（役員に対するトレーニングの方針）
第20条　当社は、取締役、監査役および執行役員が、それぞれに求められる役割や責務を適切に果たすことができるよう、知識の習得および更新の機会を必要に応じて設ける。

第6章 株主との対話

(株主との建設的な対話に関する方針)
第21条　当社は、株主との建設的な対話を促進するために、次の基本方針に沿って、体制整備と取組みに努める。
① 当社は、株主との対話のための活動全般を統括する執行役員を置く。
② 当社は、決算発表、投資家向け説明会等の株主との対話に向けて、IR担当部署が、関連部署と連携して、株主に正確で偏りのない情報を提供する。
③ 当社は、株式の保有状況や株主の意見等を踏まえ、株主との建設的な対話の手段の充実を図る。
④ 当社は、株主との対話において寄せられた意見について、定期的に整理、分析を行い、必要に応じて改善を図る。
⑤ 当社は、「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、未公表の重要事実を用いずに株主との対話を行う。

第7章 改廃権限

(改廃権限)
第22条 本基本方針の改廃は、取締役会において決定する。ただし、軽微な修正は経営企画部担当の執行役員が行うことができる。

(別表) 社外役員の独立性判断基準
当社の社外取締役および社外監査役については、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。
① 当社またはその子会社の業務執行者である者
② 過去10年間において当社またはその子会社の業務執行者であった者
③ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社を主要な取引先とする者(直近事業年度における当社またはアニコム損害保険株式会社との取引額が、その連結売上高の2%以上の者をいう。)またはその業務執行者である者
④ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社の主要な取引先である者(直近事業年度における当社またはアニコム損害保険株式会社との取引額が、当社の連結経常収益の2%以上の者をいう。)またはその業務執行者である者
⑤ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社が、その資金調達において必要不可欠とし、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者である者
⑥ 当社またはアニコム損害保険株式会社から寄付を受けている法人、組合その他の団体であって、直近事業年度における当該寄付の額が一定額(1,000万円または当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。)を超えるものの業務執行者である者
⑦ 当社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員の配偶者または三親等以内の親族である者
⑧ 当社またはアニコム損害保険株式会社から役員報酬以外に報酬を受けているコンサルタント、会計士、弁護士その他の専門家であって、直近事業年度における当該報酬の額が一定額(1,000万円または当該専門家が所属する法人、組合その他の団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。)を超えるもの
⑨ 直近事業年度末において、当社の総株主の議決権の10%以上の議決権を保有する者またはその業務執行者である者

【コーポレート・ガバナンス体制(概念図)】

